

令和4年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和4年12月1日（木曜日）

◎出席議員（12名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	7番	高 橋 健 一 君
8番	川 上 修 一 君	9番	高 橋 秀 樹 君
10番	二 川 靖 君	11番	木 村 明 雄 君
12番	井 脇 昌 美 君	13番	吉 田 敏 男 君

◎欠席議員（1名）

6番 熊 澤 芳 潔 君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	金 澤 真 澄 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長 丸 山 一 人 君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 田 弘 幸 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 追加日程第1 議員の辞職＜P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 報告第 1 1 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について＜P 4＞
- 日程第 5 議案第 1 0 8 号 足寄町営温泉浴場設置及び管理に関する条例の制定について＜P 4～P 5＞
- 日程第 6 行政報告（町長・教育長）＜P 5～P 7＞
- 日程第 7 報告第 1 2 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 7＞
- 日程第 8 報告第 1 3 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 7～P 8＞
- 日程第 9 議案第 1 1 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について＜P 8＞
- 日程第 1 0 議案第 1 1 4 号 足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更について＜P 8～P 9＞
- 日程第 1 1 議案第 1 1 5 号 足寄町議会議員及び足寄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例＜P 9～P 1 0＞
- 日程第 1 2 議案第 1 1 6 号 足寄町公共施設建設等基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 0～P 1 1＞
- 日程第 1 3 請願第 3 号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書＜P 1 1＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 6番、熊沢芳潔君は欠席であります。

ただいまから、令和4年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、2番高道洋子君。3番進藤晴子君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

昨日開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日12月1日から12月14日までの14日間とし、このうち2日から11日までの10日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日12月1日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、文教厚生常任委員会から所管事務調査の報告を行います。

次に、文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の審査となっております、議案第108号について、審査報告を受け、審議を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、教育長から行政報告を受けます。

次に、報告第12号から報告第13号の報告を受けます。

次に、議案第113号から議案第116号までの提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

請願第3号については総務産業常任委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

12日は、一般質問などを行います。

13日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様にご報告いたしますので、ご了承願います。

なお、議案第117号から議案第126号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様にご報告いたしますので、ご了承願います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日から12月14日までの14日間に決定をいたしました。

なお、14日間のうち2日から11日までの10日間は休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、10日間は休会と決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、12月5日月曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時 6分 休憩

午前10時10分 再開

◎ 議員の辞職

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

本日、6番熊澤芳潔君から、議員の辞職願が提出をされました。

ここでお諮りをいたします。

熊澤芳潔君の議員辞職の件を日程に追加をし、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、熊澤芳潔君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

追加日程第1 熊澤芳潔君の議員辞職の件を議題といたします。

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(横田晋一君) 朗読をさせていただきます。

辞職願 今般一身上の都合により、足寄町議会議員を辞職したいので、足寄町議会

総合条例第160条の規定により許可くださるようお願い出ます。令和4年12月1日、足寄町議会議員 熊澤芳潔 足寄町議会議長 吉田敏男 様

○議長(吉田敏男君) ここでお諮りをいたします。

熊澤芳潔君の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、熊澤芳潔君の議会議員辞職を許可することに決定をいたしました。

◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 報告第11号

○議長(吉田敏男君) 日程第4 報告第11号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎ 議案第108号

○議長(吉田敏男君) 日程第5 議案第108号足寄町営温泉浴場設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は原案可決です。

これにて委員長の報告を終わります。
ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第108号足寄町営温泉浴場設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第108号足寄町営温泉浴場施設設置及び管理に関する条例の制定についての件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第6 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しをいただきましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町再生可能エネルギー導入計画の策定についてご報告いたします。

産業革命以降、人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費し、温室効果ガスであるCO₂を大気中に大量に放出してきた結果、世界各地で気象災害が多発し、甚大

な被害を及ぼしており、これ以上の温暖化を防ぐため、世界中で脱炭素(ゼロカーボン)の取組が急速に進んでいます。

本町も昨年9月に2050年までの温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、その手段として「足寄町再生可能エネルギー導入計画」を本年10月に別冊のとおり策定しました。

策定に当たっては、町内団体の代表者等で組織された「足寄町地球温暖化対策推進協議会」と役場庁舎内の課長級以上の職員で組織された「足寄町地球温暖化対策庁内委員会」の2つの協議体で各2回、計4回の議論を重ねてきました。

本計画は、本町が脱炭素化に取り組みながら目指す将来像、方向性を示すとともに、温暖化対策の主要な柱となる再生可能エネルギーについて、潜在的な可能性やゼロカーボン達成のための必要な導入量等についてまとめたものです。

第1章では計画策定の背景として、温暖化対策の必要性や本町がこれまで取り組んできた木質ペレットや家畜ふん尿を資源としたバイオマスエネルギーの取組について記載し、第2章では計画の基本方針を定めており、2050年度までに、本町単独でのゼロカーボン達成を最低限の目標として国の脱炭素目標の達成に貢献することをうたい、また、計画期間は2022年度から2050年度までの28年間としております。

第3章では町内のCO₂排出量やエネルギー消費量、再生可能エネルギー導入量等について記載しており、豊かな自然環境に恵まれた本町は、再生可能エネルギーの潜在的な導入可能性が高いことから、まちづくりに活かすことが期待されます。

第4章から第6章にかけては本町のエネルギー消費量の将来推計と再生可能エネルギーの導入目標、推進していくための重点施策を定め、第7章では計画を進めていく

ための推進体制と評価・検証方法を記載しております。

なお、この計画は専門的な内容が多く含まれており分かりにくい点も多いことから、これらの内容をコンパクトにまとめた概要版も併せて作成しております。

今後、足寄町全域を対象とする地球温暖化対策の総合的な計画である「足寄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2024年度までに策定することとなりますが、温暖化対策は行政のみが取り組む課題ではなく、全ての町民が自らの問題として考え、対策を実践していかななくてはなりません。町としましては、本計画の策定を出発点として、町民の皆様と共に温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、国民健康保険病院の医師体制につきましては、現在、常勤医師として、内科2名、外科1名のほか、非常勤の派遣及び出張医師により診療を行っております。

令和元年7月末に内科常勤医師1名が退職されてから、この間、新たな常勤医師の招聘に向けた取組を進めてきたところですが、このほど、かねてから交渉を続けてまいりました帯広市内在住の医師1名から、当院への赴任についてご快諾をいただき、現在、来年4月1日の着任に向け、諸手続きを進めているところでありますのでご報告申し上げます。

新たに常勤医師としてお迎えする方は、乗田一明（のりたかずあき）氏、39歳です。

乗田医師は札幌市のご出身で、平成22年に東北大学医学部を卒業後、気仙沼市立病院、東北大学病院、岩手県立中部病院などで勤務された後、令和3年4月から帯広第一病院消化器内科部長（科長）・消化器内視鏡センター長として勤務されております。

専門科目は内科・消化器病領域で、現在

は、同領域の専門医として指導的な役割を担われており、令和3年度からは臨時の派遣医師として、2か月に1～2回程度、当院での内視鏡検査業務等にご従事いただいております。

また、大変気さくなお人柄で、気仙沼市立病院勤務時代には東日本大震災を経験されているとお聞きしており、着任後は、地域医療に大いに貢献していただけるものと期待をしております。

なお、このたびの赴任に当たっては、ご家族全員での移住を希望されておりますことから、万全の態勢をもって受入れ準備を進めてまいります。

乗田医師の着任により、常勤医師が内科、外科合わせて新たに4名体制となることで、一層の医療提供体制の充実が図られることとなり、今後におきましても、町民の皆様が安心して暮らして行けるよう、引き続き安定的な診療体制の構築に努めてまいります。

以上、国民健康保険病院の診療体制についてのご報告とさせていただきます。

以上で行政報告といたします。

○議長（吉田敏男君） 次に教育委員会から教育行政報告の申出がありましたのでこれを許します。

教育長 東海林弘哉君

○教育長（東海林弘哉君） 議長からお許しを得ましたので、教育委員会を代表して報告いたします。

足寄動物群特注類化石の北海道文化財指定についてご報告申し上げます。

足寄町上螺湾で発見され、足寄動物化石博物館が所蔵する束柱類化石アショロア及びベヘモトプスについては、これまでその保存と研究を継続的に行っており平成30年には足寄町文化財として指定していましたが、このたび令和4年9月30日付けで北海道天然記念物として北海道文化財指定を受けました。

今回指定されました文化財は、我が国を

代表する化石デスマスチルスの原始型に当たり、同類の真価を解明する上で重要な資料であり、学術上の価値も非常に高いと評価されたもので、化石としての指定は北海道で5件目、十勝管内では初となりました。

今後、道指定文化財として標本展示、情報公開することにより、これまで以上に町民の教育文化の向上がより効果的に図られると期待しています。

なお、今回指定されました文化財の概略及び博物館において現在展示されております復元骨格の写真を添付しておりますのでご参照願います。

教育委員会としましては、博物館との連携を密にしながら、今後も町内外に向け貴重な文化財のPRを積極的に行うとともに、町民の貴重な財産として標本の管理に万全の体制で臨んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

◎ 報告第12号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第12号 予定価格1000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第12号 予定価格1000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおりご報告をするものでございます。

令和4年8月23日から令和4年11月11日までの間で、足寄町議会総合条例第

12条第1項第1号の規定によりご報告をする工事または製造の請負は、2ページに添付しております別紙のとおり10件でございます。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第13号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第13号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） 議案書3ページをお開き願います。

ただいま議題となりました報告第13号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおりご報告するものでございます。

令和4年8月23日から令和4年11月11日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事または製造の請負、上水道事業会計分は、4ページにございます別紙のとおり2件でございます。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を

終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第113号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第113号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) 5ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第113号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、大誉地辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更するもので、財源といたしまして辺地対策事業債を活用する予定の事業について計画内容の一部変更が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

整備計画の一部変更の概要につきましては、別紙として添付しております総合整備計画書によりご説明をいたしますので、7ページ別紙様式3公共的施設の整備計画内訳の上段の下線表示をご覧ください。

施設名は、市町村道橋梁におきまして、事業名、橋梁長寿命化修繕事業を追加するものでございまして事業費は1,674万2,000円。

財源は一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は830万円でございます。

本事業の追加によりまして全体事業費を1億1,614万7,000円に、辺地対策事業債の予定額を4,920万円とするものでございます。

なお、計画年度につきましては、現計画であります平成30年度から令和4年度までの期間に変更はございません。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第113号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第113号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第114号

○議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第114号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更

についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） 議案書 8 ページをお開き願います。

ただいま議題となりました議案第 114 号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和 4 年 6 月 7 日、第 2 回定例会におきまして協定の議決をいただきました足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託につきまして協定を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

協定変更の理由ですが、日本下水道事業団発注の足寄下水終末処理場電気設備工事の入札において不落札となったことから、工事積算内容の精査及び単価の見直しを行ったところ、工事費の増額が必要となったことから協定の事業費を 8,600 万円から 1 億 870 万円に変更をお願いするものでございます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 27 号、日本下水道事業団、代表者 理事長 森岡泰裕氏でございます。

なお、9 ページに協定案を添付しておりますのでご参照を願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 114 号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第 114 号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 115 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 11 議案第 115 号足寄町議会議員及び足寄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 10 ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第 115 号足寄町議会議員及び足寄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、最近における物価の変動等に鑑みまして、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費の限度額を引き上げるため公職選挙法施行例の一部が改正され、本年 4 月 6 日から施行されました町長選挙及び

町議会議員選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関しましては、公職選挙法の規定により、国政選挙に準じて町条例で定めることとされているため、公職選挙法施行例の一部改正に準じまして所要の改正を行うものでございます。

条例の改正文の朗読は省略をさせていただきまして、改正内容について申し上げます。

まず、第4条の改正規定につきましては、一般運送契約以外の契約であります選挙運動用自動車借入れ契約の場合の1日当たりの単価を現行1万5,800円から1万6,100円に、自動車燃料の供給に関する契約の場合の1日当たり単価を現行7,560円から7,700円にそれぞれ改めようとするものでございます。

第8条の改正規定は、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価を現行7円51銭から7円73銭に改めようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を公布の日からとしております。

11ページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第115号足寄町議会議員及び足寄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第115号足寄町議会議員及び足寄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第116号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第116号足寄町公共施設建設等基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 12ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第116号足寄町公共施設建設等基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、本町公共施設のマネジメントを円滑に推進していく観点から、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

第1条は、基金の設置目的について、現行は公共施設の建設に充てるためと限定しております規定に、公共施設の建設のほか維持補修及び除却の文言を追加し、基金の活用用途を拡大しようとするものでございますが、第6条の処分に関する改正規定につきましても同様の内容でございます。

なお、附則におきまして、この条例の施

行期日を令和5年4月1日からとしております。

13ページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第116号足寄町公共施設建設等基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって議案第116号足寄町公共施設建設等基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案の

とおり可決されました。

◎ 請願第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 請願第3号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書の件を議題とします。

ただいま議題となっております、請願第3号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託をし、会期中の審査にすることにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し会期中の審査にすることに決定をいたしました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月12日午前10時より開会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時28分 散会